

II 未然防止

1 児童や学級・学年・学校の状態の把握

(1) 教職員の気づき

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切であり、同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、児童生徒と場を共にしていく。その中で、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていく。

○教職員が「いじめは絶対に許されない」という認識をもつ。

○学校の基本的な考え「すべての子どもへ、すべての職員が関わる学校」という意識を常にもち、児童の指導に当たる。

(2) 実態把握の方法

児童の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てる。そのために、児童及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、児童のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いる。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引継ぎを行う。

2 互いに認め合い、支えあい、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組を行う。

児童は、周りの環境によって大きな影響を受け、児童にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境になる。教職員が児童に対して愛情をもち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開し、児童に自己存在感や充実感を与え、いじめの発生を抑える。

(1) 児童のまなざしと信頼

児童は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、児童のよきモデルとなり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

(2) 心の通い合う教職員の協力体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気づくりに努める。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

(3) 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりに努める。その中で、「こんなに認められた」「人に役に立った」という経験をさせ、児童を成長させる。また、教職員は子どもたちへ温かい声かけを行い、自己肯定感や自己有用感を高める。

○コミュニケーション能力を高める工夫として、学校行事や授業で次のような工夫をする。

- ・毎週火曜日に「のびのびタイム」を設定し、学級みんなで遊ぶ時間を作る。
- ・さらにのびのびタイムに縦割り遊びの時間を設定して異学年交流を図る。
- ・ふれあい給食、ありがとう給食などで異学年交流を図る。
- ・生活科、総合的な学習などで長寿会の方や障がいをもつ方達との交流を図る。

- ・学級活動や各教科等、教育課程を通してコミュニケーション能力を高めるような活動を行う。

○学級での工夫

- ・学級での係活動の充実
- ・学級活動や帰りの会で友達のよさやがんばりを認める機会・時間を設ける。

(4) 自学ぶ喜びを味わえる授業

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つになっている。逆に、児童が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

学ぶ喜びを味わわせる授業をすることが、いじめを防止する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験活動を充実させ、豊かな心を育成する。

(1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを児童生徒に理解させる。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重や人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の高揚を図る。

全学級で学級活動の時間に「いじめゼロ」に向けての指導を行う時間を位置づける。また、11月には、「いじめ防止集会」を全校集会として行う。

(2) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的価値判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる。

児童は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながる。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う。

特に、命の大切さ、思いやりの心についての指導を十分行っていく。

4 規律正しく主体的な態度で臨む授業・行事

(1) 一人一人が主体的に参加・活躍する授業等の工夫

- 児童が主体的に取り組める学習活動の工夫をし、家庭学習を習慣化する。
- 日常の授業に「書く活動」を取り入れ、児童が主体的に取り組むようにする。
- 自分の「考え・思い」を発表する機会を多くする。
- 授業の中で話し合い活動を充実させる。
- 委員会活動を充実させる。

(2) 基本的生活習慣の確立

- あいさつ・返事を習慣化させる。

掲示物を作り、常に意識できるようにさせる。教師と児童で「あいさつ運動」を行う。

- 基本的な生活習慣を確立させる。

月目標に基本的な生活習慣にかかわる事項を具体目標として入れて、月末に自己評価や親子

での振り返りを行う。

5 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、保護者研修会の開催やH P、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行い、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解していただく。

(1) 授業参観等

- 授業参観において、保護者の方に道徳や特別活動等の時間を公開する。
- 道徳の授業等で、ゲストティーチャーを招き、話をきく。
- 学級活動等で、いじめについてクラスで考えるにあたって、保護者にインタビューする課題を出す。

(2) 学年だより・学校だより

- いじめへの取組について学年だより・学校だよりなどを通して保護者に協力を呼びかけて、その内容に関する意見をもらう。